

結婚新生活を始めるための費用を助成します！

湯河原町結婚新生活支援事業補助金

申請については事前にご相談ください！ 先着順のため、終了が早くなる可能性があります。

対象となる世帯

令和6年1月1日から令和7年3月14日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯のうち、次のすべての条件を満たす世帯

- ① 世帯の年間所得額500万円未満の世帯
※貸与型奨学金を返済している場合は、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除できます。
- ② 婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- ③ 対象となる住宅が湯河原町内にあること。
- ④ 令和6年1月1日から令和7年3月14日までの間に対象となる住宅を住所とし、転入または転居の届出をしていること。
- ⑤ 町税などの滞納がないこと。
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑦ 過去にこの補助金を受けたことがないこと。
- ⑧ 世帯を構成するものが、暴力団員でないこと。また、暴力団や暴力団員と密接な関係を有していないこと。

対象となる費用

- ◆ 新たに住宅を取得した費用
- ◆ 新たに賃借した住居の賃料
(敷金、礼金、共益費、仲介手数料含む)
- ◆ 引越業者等による婚姻に伴う引越費用

※令和6年4月1日から令和7年3月14日までの間にかかった費用

申請期間

令和6年4月1日から
令和7年3月17日まで

補助金額

- 上限額 30万円
- 但し、夫婦共に29歳以下の場合は
上限額 60万円

提出書類

(★印は湯河原町の公簿で確認できる場合は省略可)

- ◆ 補助金申請書 ★婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
 ★夫婦の所得証明書
- ◆【住居費(取得)の場合】売買契約書及び領収書の写し
- ◆【住居費(賃借)の場合】賃貸借契約書(夫・妻の氏名明記)及び領収書の写し
- ◆【住居費(賃借)の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- ◆【引越費用の場合】引越業者費用に係る領収書の写し
- ◆【貸与型奨学金を返済した場合】返済額がわかる書類の写し
- ◆ 口座が確認できるもの(預金通帳またはキャッシュカード)の写し

【問い合わせ先】湯河原町住民課戸籍住民係 ☎0465-63-2111 内線321・322